

公立大学法人大阪公募型プロポーザル方式に係る実施基準

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が締結する売買、賃借、請負その他の契約（以下「契約」という。）のうち公立大学法人大阪会計規程第43条および公立大学法人大阪契約事務取扱規程第17条第1項第2号の規定に基づき、価格のみによる競争では所期の目的を達成することができないものについて、公募により事業者に提案を求め、実績、専門性、技術力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する方式（以下「プロポーザル」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 プロポーザルの対象となる業務等は、次に掲げる業務等のうち、価格のみの競争になじまないと判断される案件とする。

- (1) 調査、計画、設計又はコンサルティングに関する業務等で、広範かつ高度な知識及び豊かな経験を必要とするもの
- (2) 計画又は設計から実施又は施工まで一貫して発注する業務等
- (3) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる業務等で、高度な技術力、企画力、開発力及び経験を求められるもの
- (4) 催事企画、システム開発等の高度な技術力、企画力及び開発力を求められるもの
- (5) 管理又は運営に関する業務等で、プロポーザルに基づき執行することが適当と認められるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルに基づき執行することが適当と認められるもの

(受託者選定委員会の設置)

第3条 法人は、プロポーザルを適正に実施するために、受託者選定委員会を設置する。

2 受託者選定委員会の設置については、別に定める。

(発注公告)

第4条 発注公告（以下「公告」という。）は、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) プロポーザルに付すべき事項
- (2) プロポーザル応募資格に関する事項
- (3) 参加申請書受付期間
- (4) 企画提案内容の審査に関する事項

(5) 契約条項を示す場所

(6) 前各号のほか必要な事項

2 前項の公告は、公立大学法人大阪又は大阪公立大学医学部附属病院ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載することにより行う。

（プロポーザル応募資格の要件）

第5条 プロポーザルの応募手続を行える者の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) プロポーザル参加申請書を提出した日から受託候補者決定日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 公立大学法人大阪入札参加停止要綱（以下「停止要綱」という。）に基づく入札参加停止措置を受けている者。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者。

イ 大阪府物品・委託役務関係入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置若しくは大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者。又は大阪府若しくは大阪市の同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者。

ウ 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当する者。

2 前号に定めるほか、必要と認められる応募資格要件を案件ごとに定めることができるものとする。

（プロポーザル応募手続の方法）

第6条 プロポーザル応募手続は公告時に定めるものとする。

（仕様書等の記載内容に対する質問）

第7条 仕様書等の記載内容に対する質問は、公告時に定める方法により受け付けるものとする。

（プロポーザル応募資格審査）

第8条 公告時に示したプロポーザル応募資格の要件に基づき、申請書等の提出書類によりプロポーザル応募資格を審査する。

2 審査の結果、プロポーザル応募資格を有すると判断できるすべての者について、企画提案書等の審査を実施する。また、プロポーザル応募資格を有しない者に対しては、その旨を通知する。

（受託候補者の採否の決定）

第9条 プロポーザル応募者より提案された企画内容を審査し、受託候補者を決定する。

- 2 提案された企画内容の審査が必要な場合は、プロポーザル応募者に対してヒアリング若しくはプレゼンテーションを求めることができる。
- 3 提案上限金額を上回る提案については、無効とする。

(評価結果の公表)

第10条 受託候補者を決定したときは、当該結果をホームページに公表する。

- 2 公表する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 案件名
 - (2) 受託候補者の商号又は氏名及び評価点・提案金額
 - (3) 全提案事業者の商号又は氏名
 - (4) 全提案事業者の評価点
- 3 評価結果については前項第3号及び第4号との対応関係を明らかにしないこととし、前項第3号は申込順に、前項第4号は評価点の得点順にそれぞれ公表するものとする。
- 4 提案事業者が2者の場合は、評価点に関する情報については、第2項第1号から第3号を公表し、第2項第4号は公表しないものとする。
- 5 公表の期間は、少なくとも公表した日の属する年度の翌々年度末までとする。

附 則

この基準は、令和4年7月1日から施行する。

なお、施行後の基準は、施行日以降に受託者選定委員会を設置する案件について適用するものとする。